

別表第1（第4条関係）

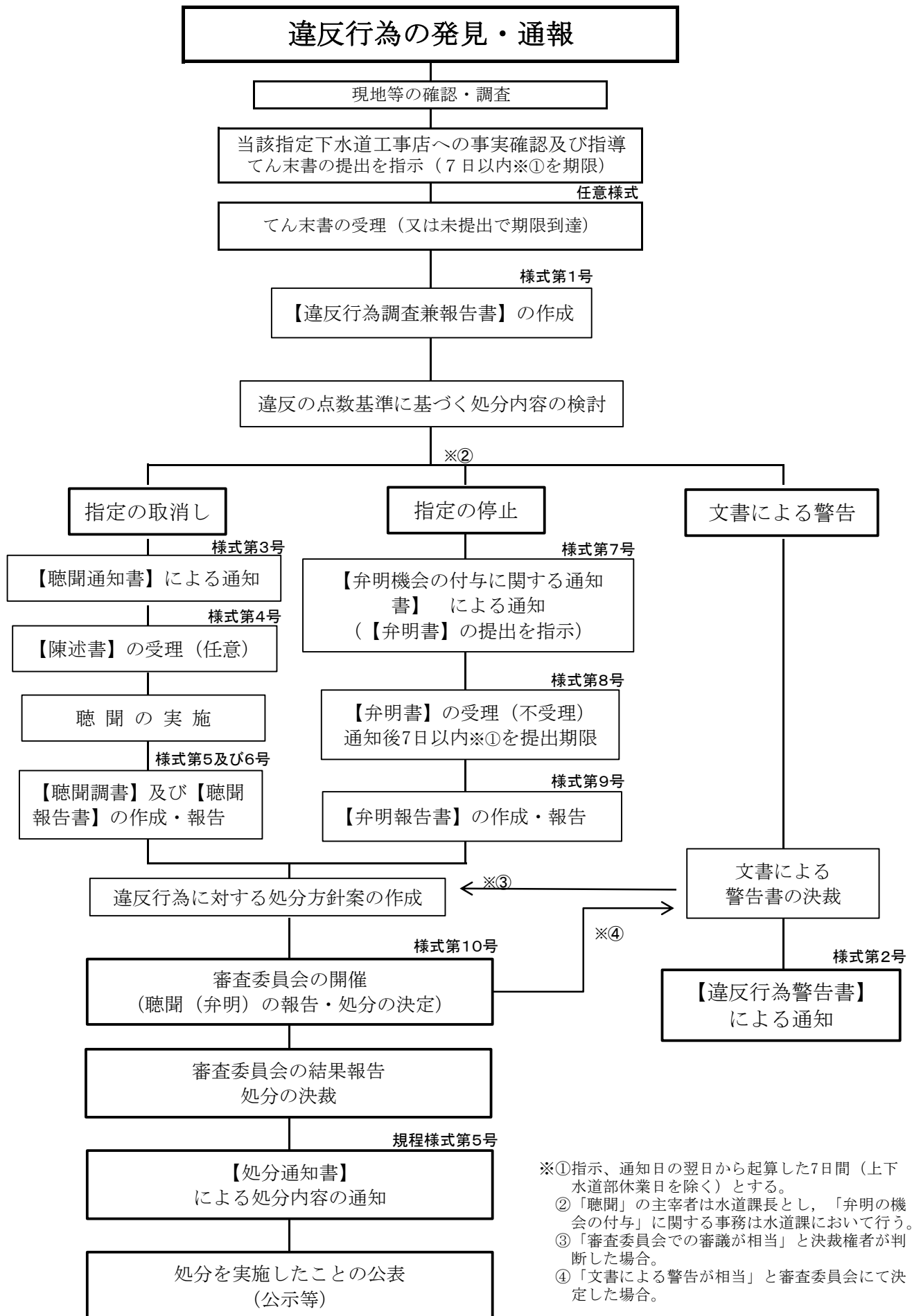
鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条例等		違反行為の内容	処分基準	(工事店規程第7条) 斟酌すべき特段の事情がある場合又は、指導に従った場合	
	鶴岡市公共下水道条例	鶴岡市指定下水道工事店規程			違反行為の内容に係る指導方法、又は対応	違反点数（点）
指定基準 の違反	第15条第1項第2号		1. 排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者という。）」を置かないとき。	指定の取消し	指導により休止・廃止の届出書を提出した場合	10
	第8条第1項第1号		2. 排水設備等の新設等の工事の施工に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。	指定の取消し	必要な設備及び器材を指導により所有した場合	10
	第15条第1項第2号		3. 山形県内に営業所を有しなくなったとき。	指定の取消し	-	610
	第8条第1項第3号		4. 代表者が破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。（法人の場合役員含む）	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
	第15条第1項第2号		5. 代表者が指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。（法人の場合役員含む）	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
	第8条第1項第4号イ		6. 下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者と判明したとき。			
	第15条第1項第2号 第8条第1項第4号エ		ア) 工事の変更及び完了等の届出を行わないとき。	指定の停止	指導により改善が見られた場合	10
			イ) 排水設備工事の施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
			ウ) 排水設備工事の施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
			エ) 偽りその他不正な手段により使用料又は占有料の徴収を免れるための工事を実施したとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	100
			オ) 使用料の徴収を免れるため、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	100
			カ) その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者と判明したとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
			キ) 指定の停止処分中に工事を施工したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
			第15条第1項第7号		7. 不正の手段により指定下水道工事店の指定を受けたことが判明したとき。	指定の取消し
	責務及び遵守事項 の違反	第15条第1項第4号 第5条第1項	第3条第1項 第5号	1. 排水設備工事確認申請書を提出せず、工事に着手したとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合
2. 排水設備工事確認申請書を提出はしたが、市長の承認を得る前に工事に着手したとき。				指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	50

責務及び遵守事項 の違反	第15条第1項第4号 第16条第1項		3. 排水設備工事の完了後5日以内にその旨を市長に届け出て、完了検査を受けなかったとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	10
	第15条第1項第4号 第13条		4. 下水道に関する法令、条例等に従った適正な排水設備工事が施行できないと認められるとき、又は不適正に施工したとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	100
		第3条第1項 第1号	5. 正当な理由がないにも関わらず、工事施工の申込みを拒んだとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	10
		第3条第1項 第2号	6. 適正な工費で工事を施工しないとき。また、工事の契約に際して、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	10
		第3条第1項 第3号	7. 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負させたとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	10
		第3条第1項 第4号	8. 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合	50
		第3条第1項 第6号	9. 工事の設計及び施工を責任技術者の管理の下に行わなかったとき。	指定の停止	指導により職務に改善が見られた場合は、処分の適用外	—
		第3条第1項 第7号	10. 災害等緊急時に市長からの排水設備復旧に関する協力要請があった際、特段の事情も無く協力を努めなかったとき。	指定の停止	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合は、処分の適用外	—
		変更等の届出 義務違反	第15条第1項第5号 第14条		1. 下記事項について直ちに変更の届出をしないとき。	
第7条第1項 第1号	ア) 指定下水道工事店を移転し、又は営業所等を新設、移転若しくは廃止したとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
第7条第1項 第2号	イ) 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき			指定の停止	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
第7条第1項 第3号	ウ) 組織を変更したとき。			指定の停止	指導により届出をした場合は、処分の適用外	—
第7条第1項 第4号	エ) 商号を変更したとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
第7条第1項 第5号	オ) 代表者に異動があったとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
第7条第1項 第6号	カ) 選任する責任技術者に異動があったとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
第7条第1項 第7号	キ) 住所、所在地、電話番号等に変更があったとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
第7条第1項 第8号	ク) (ア)～(キ)以外で市長に届け出た事項に重要な変更があったとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
第7条	ケ) 排水設備新設工事等に関する事業を廃止し、休止し、若しくは再開したとき。			指定の停止	指導により届出をした場合	10
	2. ア～キについて事実と異なる届出をしたとき。			指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
下水道施設への障害付与に関する違反	第15条第1項第6号		1. 施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	指定の停止	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
企業管理規程の違反	第15条第1項第1号		1. その他下水道に関する法令、条例又は条例に基づき市長が定める企業管理規程に違反したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)

※ その違反行為が、悪質な場合又は、公衆に与える影響が大きいと認められる場合の処分は、処分基準の欄によらず審査委員会の審議とする。

指定下水道工事店の違反行為等に関する事務処理フロー



年 月 日

（あて先）
鶴岡市長 様

（所 属）
（職・氏名）

印

違反行為調査兼報告書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり指定下水道工事店の違反行為がありましたので報告します。

1 確認日時

年 月 日 時 分 頃

2 違反行為の内容

内 容 〔当該違反行為の大まかな内容を記載。〕

根拠規程 （鶴岡市公共下水道条例第 1 5 条第 1 項第○号に該当）

3 鶴岡市指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者氏名

（指定番号） 第 号
（事業者名） ○○○○株式会社
（代表者名） ○○ ○○
（排水設備工事責任技術者氏名） ○○ ○○
（工事確認番号） ○○年度 第○○○○号

4 確認時の状況、事情聴取の内容等

〔当該違反行為における状況、聴取内容を記載。〕

5 添付書類

〔当該違反行為に係る現場状況写真、てん末書等〕

6 備考

番 年 月 号 日

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる指定下水道工事店〕

鶴岡市長

印

違反行為警告書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第4条第2項の規定により、次のとおり違反行為について警告します。

今後、このような違反行為が再発することのないよう、社内での周知徹底を図り、より一層の適正な工事の施行に努めること。

1 警告の内容

〔当該違反行為に基づいた警告内容を記載。〕

2 違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

〔処分基準別表第1 ○○等の違反 ○ー○〕

今回の違反点数・・・・・・・・・・ 点

（処分の基準）

第4条第2項

別表第1に定める違反行為について、斟酌すべき特段の事情があるとき又は指導に従ったときは、同表に定める違反点数により違反点数が100点に達するごとに、1箇月の指定停止とし、100点に満たないときは、違反行為警告書（様式第2号）により文書による警告を行うものとする。この場合において、当該違反行為が同表に定める違反内容の2以上に該当するときは、それぞれの違反点数の合計、また消滅していない過去の違反点数がある場合は、それを加算し違反点数とする。

番
年 月 日 号

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる鶴岡市指定下水道工事店〕

鶴岡市長

印

聴 聞 通 知 書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第2項の規定による聴聞を次の通り行いますので、通知します。

1 聴聞の件名

〔当該違反行為の件名を記載。〕

2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

3 不利益処分の原因となる事実

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

4 聴聞の期日及び場所

年 月 日（ ） 午前 時 分
鶴岡市上下水道部水道課

5 主宰者の氏名及び職名

水道課長

6 聴聞に関する事務担当

水道課

（備考）

1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類や証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 聴聞が終結するまでの間、市長に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。

年 月 日

（あて先）
鶴岡市長 様

届出者 住所
氏名

印

陳 述 書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第 6 条第 4 項の規定による陳述書を次のとおり提出します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の 内容についての意見	

聴 聞 調 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名 水道課長 氏名	印
聴 聞 の 件 名				
聴 聞 の 期 日 及 び 場 所				
鶴岡市指定下水道工事店名				
陳述書提出の有無				
聴聞出頭の有無		出 頭 不出頭（理由）		
出頭者の職名及び氏名				
上下水道部職員が行った説明 の要旨				
証 拠 書 類 等 の 表 目				
その他参考となるべき事項				

聴 聞 報 告 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名 水道課長 氏名	印
聴 聞 の 件 名				
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張				
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に対 しての見解				
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由				

（あて先）

〔当該違反行為の対象となる指定下水道工事店〕

鶴岡市長

印

弁明の機会の付与に関する通知書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第 6 条第 6 項の規定による弁明の機会を次のとおり付与しますので、通知します。

1 弁明の機会の付与の件名

〔当該違反行為の件名を記載。〕

2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

3 不利益処分の原因となる事実

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

4 弁明書の提出先

鶴岡市上下水道部水道課

5 弁明書の提出期限

年 月 日

（備考）

- 1 弁明書の提出に併せて証拠書類や証拠物を提出することができます。

年 月 日

(あて先)
鶴岡市長 様

提出者の住所
氏名



弁 明 書

年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、鶴岡市指定下水道工
事店の違反行為に対する処分に関する要綱第 6 条第 6 項の規定による弁明書を次のとおり
提出します。

弁 明 の 機 会 の 付 与 の 件 名	
不利益処分の原因となる事実 その他当該事案の内容について の意見	

弁 明 報 告 書

作成年月日	年 月 日	報告者	職名	氏名	⑨
弁明の機会の付与の件名					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由					

年 月 日

鶴岡市上下水道部
鶴岡市指定下水道工事店審査委員会

水道課長

処 分 方 針 （ 案 ）

〇〇工事店の違反行為あたり、鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に
関する要綱第 6 条 8 項の規定により、次のとおり処分方針（案）を作成したので報告
いたします。

1 処分の内容

〔当該違反行為の処分の内容を記載。指定の停止の場合は下記も記載。〕

（ 指定の停止〇箇月 ）

2 違反行為の内容

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

（鶴岡市公共下水道条例第 15 条第 1 項第〇号に該当）

（別表第 1 違反行為に係る処分基準内容を記載）

3 違反点数の内容

今回の違反点数・・・・・・・・・・・・・・・・	点
過去 2 年の累積違反回数（今回含む）・・・・・・・・	回
過去 2 年の累積違反点数（今回含む）・・・・・・・・	点

番 年 月 号
日

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定下水道工事店〕

鶴岡市長 印

通 知 書

鶴岡市指定下水道工事店の違反行為に対する処分に関する要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり来庁を求めます。

1 来庁を求める日時及び場所

日時 年 月 日 時 分
場所

2 理由

違反行為に係る処分通知のため

※ なお、来庁の際はこの通知書を持参し、担当者へ提示してください。また、上記の日時に来庁できない理由がある場合は連絡してください。

担当者職氏名 ○ ○ ○ ○
電話番号